

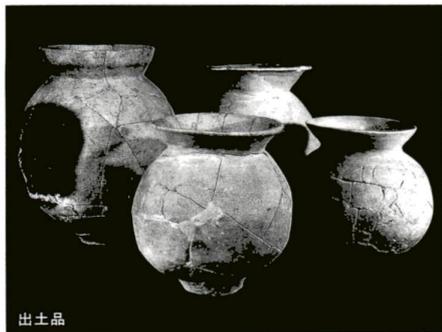
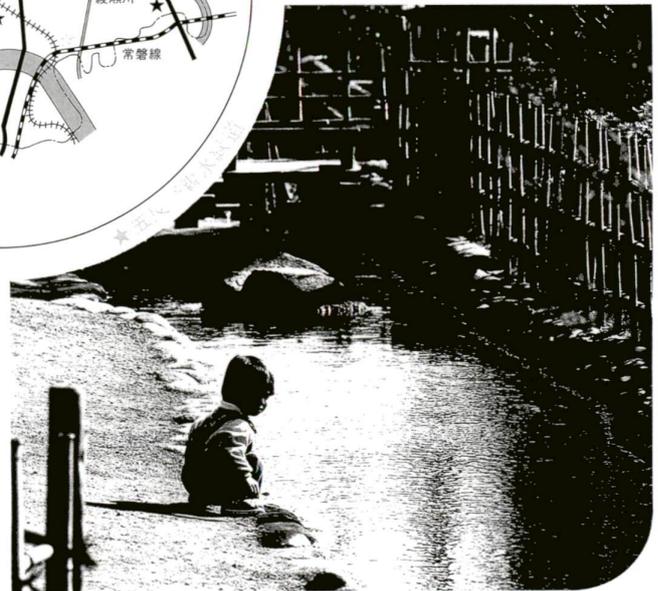
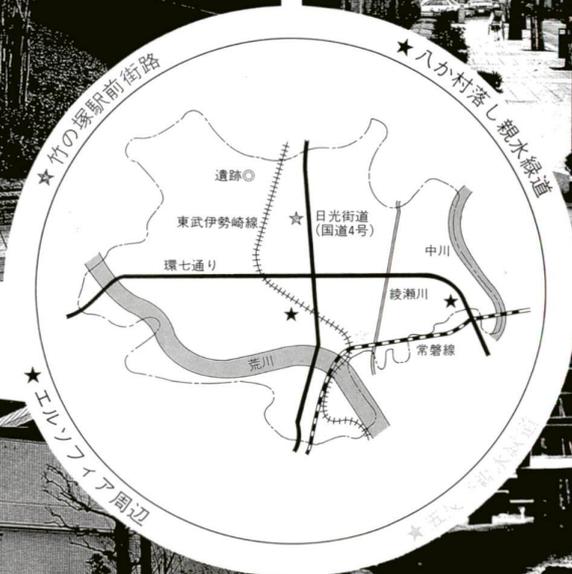


あだち 広報

発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 編集/企画部広報課

下水道特集号
平成元年 3 月 1 日現在
(1面)まちをかえる下水道
(2面・3面)足立区下水道現況図
(4面)下水道がきたら
土木部下水道課
千120足立区中央本町一丁目17番1号
☎(880)5271

まちをかえる下水道



出土品

足立区では、ありとあらゆる知恵をしばって、地域の活性化に努めています。しかし、それが上すべりのものであれば、あまり実りは期待できません。足下を見据えた地に向けた努力が求められるわけです。

これから地域が活力を保って、さらに発展を続けていくための基本として、一つは、みずみずしい感性を育む緑と水の豊かな潤いのある生活環境、もう一つは、若い人から高齢者まですべての人々が安心して住める生活環境、さらにもう一つは、首都として世界の大都市にも負けない国際水準の生活環境を作り出すことです。

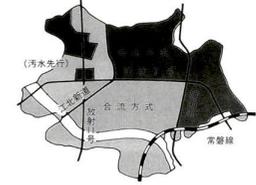
いずれを取り上げても下水道のない生活環境は考えられません。

足立区の下水道普及率は、昭和62年度末には60%に達しました。しかし、まだ約25万人もの区民が下水道を使えない状態のままで、これまでに上下水道整備を急がねばなりません。今後とも、都区協力して頑張ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

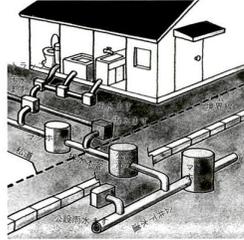
一方、伊興地区の下水道工事現場で、古代と出会う、というロマンチックなことが起きています。この地区は、都下屈指の埋蔵文化財の包蔵地として知られています。

今回、ここで下水道工事に取にかかるといなり、遺跡の発掘調査を平行して行うことになりました。近代的な生活を築く下水道工事が、古代の生活を探る、という意外な貢献をしているのです。

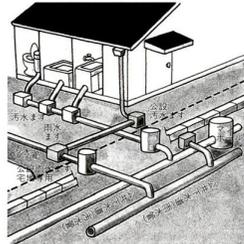
●分流式と合流式の区域



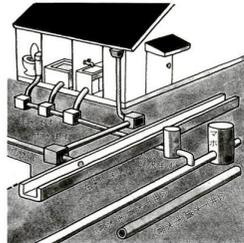
●合流式



●分流式



●分流式(汚水先行)



〈汚水先行方式とは〉

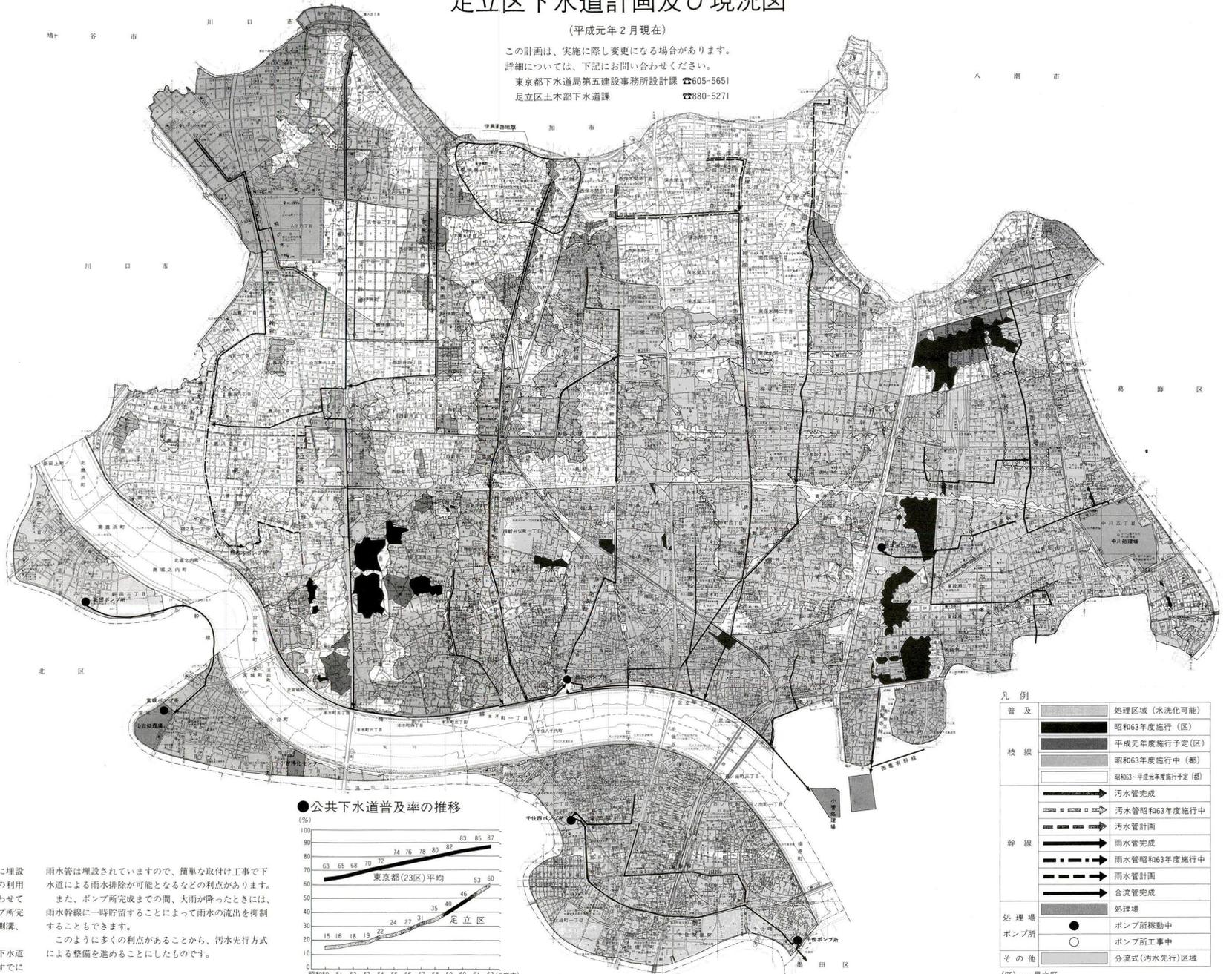
汚水先行方式は、汚水管と雨水管を同時に道路に埋設しますが、当面は汚水管のみを使用して水洗便所の利用を可能にし、雨水管は熊の木ポンプ所の完成にあわせて使用するという整備方式です。したがって、ポンプ所完成までの間の雨水排除は、これまでどおり既存の側溝、水路と区の排水場によって行ないます。この方式は、熊の木ポンプ所の完成に先立って下水道が整備できることに加え、ポンプ所完成時には、すでに

雨水管は埋設されていますので、簡単な取付け工事で下水道による雨水排除が可能となるなどの利点があります。また、ポンプ所完成までの間、大雨が降ったときには、雨水幹線に一時貯留することによって雨水の流出を抑制することもできます。このように多くの利点があることから、汚水先行方式による整備を進めることにしました。

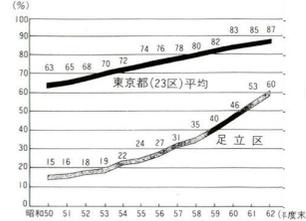
足立区下水道計画及び現況図

(平成元年2月現在)

この計画は、実施に際し変更になる場合があります。詳細については、下記にお問い合わせください。東京都下水道局第五建設事務所設計課 ☎605-5651 足立区土木部下水道課 ☎880-5271



●公共下水道普及率の推移



凡例

普及	処理区域(水流入可能)
枝線	昭和63年度施行(区)
	平成元年度施行予定(区)
	昭和63年度施行中(都)
	昭和63-平成元年度施行予定(都)
幹線	汚水管完成
	汚水管昭和63年度施行中
	汚水管計画
	雨水管完成
	雨水管昭和63年度施行中
	雨水管計画
	合流管完成
処理場	処理場
ポンプ所	ポンプ所稼働中
	ポンプ所工事中
その他	分流式(汚水先行)区域

(区)……足立区
(都)……東京都

公共下水道ができれば……

下水道が使えるようになりますと、その区域は水洗化できる区域として、東京都公報に告示されます。そして各家庭には東京都下水道局からチラシでお知らせします。同時に、下水道料金を負担していただくようになります。

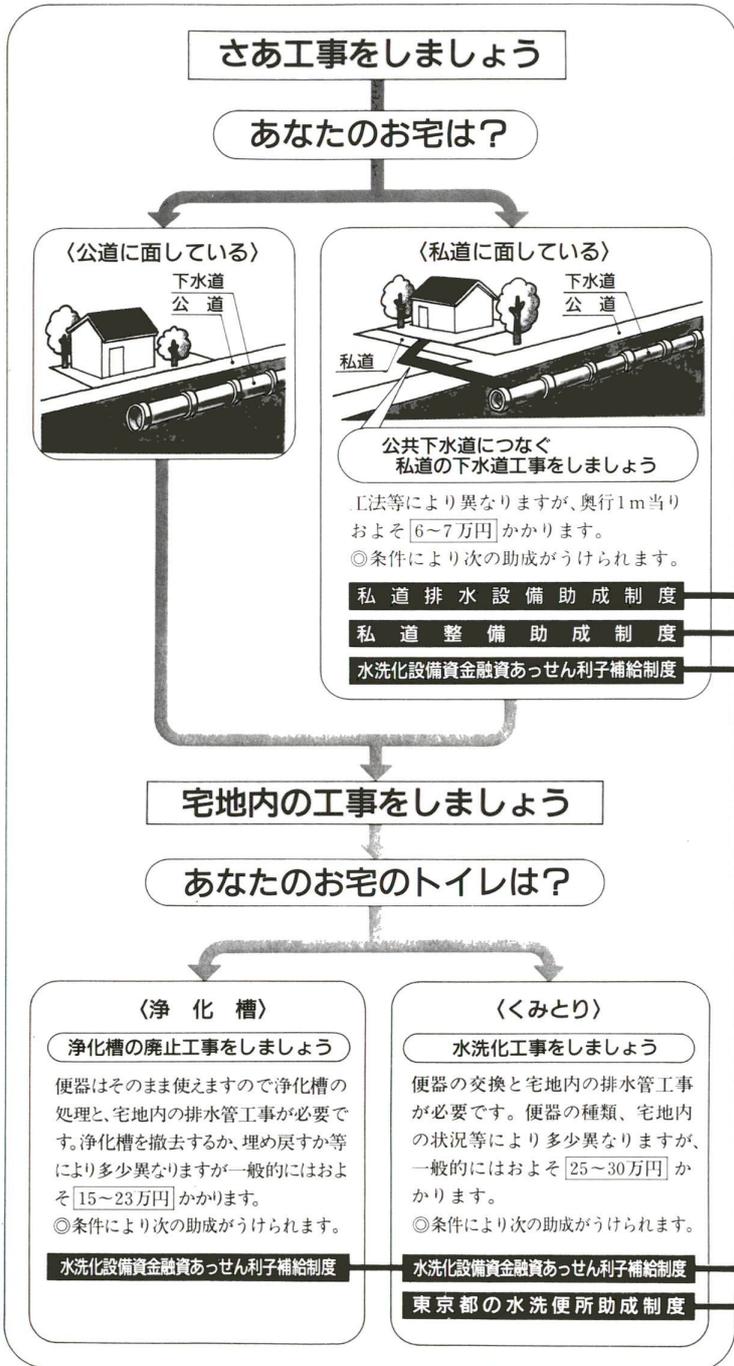
このような地域のみなさんには、告示後三年以内に、くみ取り便所を水洗トイレに改造していただく必要があります。

これらの改造工事を行うには、相当の費用がかかります。

そこで、足立区及び東京都では、みなさんの負担を少なくし、水洗化の普及促進を図るため、助成や融資あっせん制度を設けております。

工事は下水道局が指定する工事店に

水洗化に伴うトラブルで困ったときは下水道局小菅支所へ(602)8822



助成・融資制度をご利用下さい

申請手続は、必ず工事着工前にして下さい!

私道排水設備助成制度

私道を利用している家庭では、下水を公共下水道に流すため私道に排水設備が必要になります。この排水設備をつくる場合一定の条件のもとに区から助成金を受けられます。

条件	助成額
●幅員が1.2m以上の私道であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じて得た額
●2戸以上が共同して排水設備をつくること。	●合流式下水道に接続する排水設備は75%
●区の基準でつくること。	●分流式下水道に接続する排水設備に雨水排水設備として、雨水管を設置する場合
●くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)をただちに水洗式トイレに改造すること。	85%
●処理区域となった日から3年以内に申請するものであること。	側溝を設置する場合 80% 既設側溝を使用する場合 75%

私道整備助成制度

私道の簡易舗装を希望する方は工事費の助成が受けられます。

条件	助成額
幅員が1.2m以上の私道で利用戸数が2戸以上であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じた額
●道路の両端が公道に接しているもの。	90%
●道路の一端が公道もしくは幅員1.2m以上の私道に接しているもの。	80%
●学校、保育所等の公共施設に通ずるものうち、適当と認められるもの。	95%

水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

水洗化工事(水洗便所への改造、浄化槽の切り替え、排水設備の設置)にあたって、資金を一時的に支出するのが困難な方に対して区では一定の条件のもとに融資あっせんを行い、利子の一部を負担します。

条件	融資	その他
1. 資金を一時に支出することが困難であるが借入金(ただし2家分割返済能力があると認められること)。	1. 5万円以上30万円以内(ただし2家分割返済能力があると認められること)	1. 都の水洗便所助成を受けている方は、この金額を減じた額が対象となります。
2. 区内に在住し区内で工事すること。	2. 元金均等最高36ヶ月返還納していないこと。	2. 非課税世帯の方には6.4%の利子を負担します。
3. 特別区民税を滞納していないこと。	3. 年利6.4%(内利用者負担3.2%)	
4. 連帯保証人がいること。(現にこの融資の連帯保証をしていないこと。)	4. 区取扱金融機関にありません	

東京都の水洗便所助成制度

くみ取り便所を水洗化する場合に、東京都から次のような助成金を受けられます。(必ず工事をする前に申請してください。手続は工事店が代行します。)

助成金の種類	受けられる要件	助成額
一般助成	●水洗化できるようになって3年以内 ●世帯全員の総所得金額が390万円未満の世帯(給与所得の場合、総収入では535万円程度に相当)	45,000円
特別助成	●生活保護世帯と住民税非課税世帯のうち生活にお困りになっていると認められる世帯	219,300円以内

申込先/下水道局小菅支所普及係 (602)8822

問い合わせ・相談先	排水設備・助成金・料金・除害施設について	
	東京都下水道局北部第一管理事務所小菅支所務(新田・宮城・小台を除く荒川以北)	☎ 602 8822
	東京都下水道局北部第二管理事務所(新田・宮城・小台のみ)	☎ 906 2411
	東京都下水道局北部第一管理事務所三河島出張所(千住のみ)	☎ 803 4211
	東京都下水道局北部第二管理事務所王子出張所(新田・宮城・小台のみ)	☎ 927 2748
下水道の維持管理・埋設位置について	東京都下水道局北部第一管理事務所足立出張所(荒川以北)	☎ 628 0126

区の助成融資制度については土木部計画調整課助成係へ(0000)522088